# 品質表示基準の見直しについて

「食酢」

# 食酢品質表示基準の改正について (案)

平成20年3月5日農林水産省

## 1 趣旨

「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」(平成17年8月農林物資規格調査会決定)に基づき、食酢品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1668号)について、所要の見直しを行う。

### 2 内容

醸造酢の日本農林規格の見直しとの整合性等を図る観点から、

- (1) 定義を整理して、穀類、果実以外の野菜その他の農産物及びはちみつを 原材料として用いたものを醸造酢の範疇に追加する。
- (2) 野菜その他の農産物及びはちみつを規定量以上使用した醸造酢の名称の 次に原材料の名称を括弧を付して記載することができるようにする。 等の改正を行う。

食酢品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1668号)一部改正新旧対照表							
	改	正	案			現	行
食酢品質表示基準				食酢品質	表示基準		
(趣旨) 第1条 [略]				j		準(平成12年3月31日農林水産	限る。)の品質に関する表示については、加工st 省告示第513号)に定めるもののほか、この割
(定義)					(定義)		
第2条 この基	準において、次の表の左欄に	こ掲げる用語の定義	をは、それぞれ同表の右欄に掲げるとお	3 3	第2条 この基	準において、次の表の左欄に掲げる	用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとお
りとする。					りとする。		
用語	定		義		用 語	定	義
食酢	醸造酢及び合成酢をいう。				食酢	醸造酢及び合成酢をいう。	
醸造酢	次に掲げるものをいう。				醸造酢	次に掲げるものをいう。	
			引じ。) <u>、</u> 果実(果実の搾汁、果実酒			1 穀類(酒かす等の加工品を含	む。以下同じ。) <u>若しくは</u> 果実(果実の搾汁、
	等の加工品を含む。以「	下同じ。) <u>、野菜</u>	(野菜の搾汁等の加工品を含む。以下			果実酒等の加工品を含む。以下	同じ。)を原料としたもろみ又はこれらにアル
			F及びこれらの搾汁を含む。以下同じ			コール若しくは砂糖類を加えた	ものを酢酸発酵させた液体調味料であって、か
	。) 若しくははちみつ	を原料としたもろみ	*又は <u>これに</u> アルコール若しくは砂糖			つ、氷酢酸又は酢酸を使用して	いないもの
	771 =	発酵させた液体調味	は料であって、かつ、氷酢酸又は酢酸				
	を使用していないもの						
			こもの <u>、</u> 果実 <u>、野菜、その他の農産物</u>				糖化させたもの <u>若しくは</u> 果実を加えたものを酢
			ぱさせた液体調味料であって、かつ、			酸発酵させた液体調味料であっ	て、かつ、氷酢酸又は酢酸を使用していないも
	氷酢酸又は酢酸を使用	していないもの				0	
	3 [略]					3 1及び2を混合したもの	
	· ·		<b>後及び酢酸を除く。)、調味料(アミ</b>				料(氷酢酸及び酢酸を除く。 <u>以下同じ。</u> )、調
	ノ酸等)、食塩等(香	辛料を除く。以下同	同じ。)を加えたものであって、かつ			味料(アミノ酸等)、食塩等(	香辛料を除く。以下同じ。)を加えたものであ
	、不揮発酸、全糖又は	全窒素の含有率 <u>(そ</u>	これぞれ酸度を4.0%に換算したと			って、かつ、不揮発酸、全糖又	は全窒素の含有率が、それぞれ1.0%、10
	きの含有率をいう。以	<u>下同じ。)</u> が、それ	いぞれ1.0%、10.0%又は0.			. 0%又は0. 2%未満のもの	

# 醸造酢のうち、原材料として1種又は2種以上の穀類を使用したもの<u>(野菜、その他の農産物及びはちみつを使用していないものに限る。)</u>で、その使用総量が 醸造酢1Lにつき40g以上であるものをいう。

2 %未満のもの

「略]

合成酢

穀物酢

合成酢

穀物酢

次に掲げるものをいう。

1 氷酢酸又は酢酸の希釈液に、砂糖類、酸味料、調味料(アミノ酸等)、食塩等を加えた液体調味料であって、かつ、不揮発酸、全糖又は全窒素の含有率が

醸造酢のうち、原材料として1種又は2種以上の穀類を使用したもので、その使

、それぞれ1.0%、10.0%又は0.2%未満のもの1又は氷酢酸若しくは酢酸の希釈液に醸造酢を混合したもの

用総量が醸造酢11につき40g以上であるものをいう。

果実酢	醸造酢のうち、原材料として1種又は2種以上の果実を使用したもの <u>(野菜、その他の農産物及びはちみつを使用していないものに限る。)</u> で、その使用総量が醸造酢1Lにつき果実の搾汁として300g以上であるものをいう。 [略]
米黒酢	[略]
大麦黒酢	[略]
りんご酢	[略]
ぶどう酢	[略]

(義務表示事項)

第3条 「略]

2 「略]

3 希釈して使用されるものにあっては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、加工 | 3 希釈して使用されるもの(以下「高酸度酢」という。)にあっては、製造業者等がその容器又は 食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに第1項に規定するもののほか、希釈倍数とする。

(表示の方法)

第4条 名称、醸造酢の混合割合、原材料名、酸度及び希釈倍数の表示に際しては、製造業者等は、 次の各号規定するところによらなければならない。

#### (1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、米酢にあっては「米酢」 と、米黒酢にあっては「米黒酢」と、大麦黒酢にあっては「大麦黒酢」と、米酢、米黒酢及び大 麦黒酢以外の穀物酢にあっては「穀物酢」と、りんご酢にあっては「りんご酢」と、ぶどう酢に あっては「ぶどう酢」と、りんご酢及びぶどう酢以外の果実酢にあっては「果実酢」と、穀物酢 及び果実酢以外の醸造酢にあっては「醸造酢」と、合成酢にあっては「合成酢」と記載すること。 ただし、醸造酢のうち穀類(甘しょ、ばれいしょ又はかぼちゃのでん粉を糖化させるこうじに 使用する穀類を除く。以下この号において同じ。) 及び果実を使用しない醸造酢であって、1種 類の野菜、その他の農産物及びはちみつ(それぞれ別表3に規定するものに限る。)を使用し

果実酢	醸造酢のうち、原材料として1種又は2種以上の果実を使用したもので、その使用総量が醸造酢1Lにつき果実の搾汁として300g以上であるものをいう。
米酢	穀物酢のうち、米の使用量が穀物酢1Lにつき40g以上のもの(米黒酢を除く
	。)をいう。
米黒酢	穀物酢のうち、原材料として米(玄米のぬか層の全部を取り除いて精白したもの
	を除く。この項において同じ。) 又はこれに小麦若しくは大麦を加えたもののみ
	を使用したもので、米の使用量が穀物酢11につき180g以上であって、かつ
	、発酵及び熟成によって褐色又は黒褐色に着色したものをいう。
大麦黒酢	穀物酢のうち、原材料として大麦のみを使用したもので、大麦の使用量が穀物酢
	1 L につき 1 8 0 g 以上であって、かつ、発酵及び熟成によって褐色又は黒褐色
	に着色したものをいう。
りんご酢	果実酢のうち、りんごの搾汁の使用量が果実酢1Lにつき300g以上のものを
	いう。
ぶどう酢	果実酢のうち、ぶどうの搾汁の使用量が果実酢1Lにつき300g以上のものを
	いう。

#### (義務表示事項)

- 第3条 製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。 )が食酢の容器又は包装に表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、酸度 とする。
- 2 醸造酢を混合した合成酢にあっては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、加工 食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに前項に規定するもののほか、醸造酢の混合割合( 製品の総酸量に対する混合された醸造酢の酸量の百分比をいう。以下同じ。)とする。
- 包装に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに第1項に規定する もののほか、希釈倍数とする。

#### (表示の方法)

第4条 名称、醸造酢の混合割合、原材料名、酸度及び希釈倍数の表示に際しては、製造業者等は、 次の各号に規定するところによらなければならない。

#### (1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、米酢にあっては「米酢」 と、米黒酢にあっては「米黒酢」と、大麦黒酢にあっては「大麦黒酢」と、米酢、米黒酢及び大 麦黒酢以外の穀物酢にあっては「穀物酢」と、りんご酢にあっては「りんご酢」と、ぶどう酢に あっては「ぶどう酢」と、りんご酢及びぶどう酢以外の果実酢にあっては「果実酢」と、穀物酢 及び果実酢以外の醸造酢にあっては「醸造酢」と、合成酢にあっては「合成酢」と記載すること。

当該野菜、その他の農産物及びはちみつが別表3に定める重量以上使用しており、かつ、使用した原材料のうち当該野菜、その他の農産物及びはちみつの重量の割合が最も多い場合には「醸造酢(□□酢)(□□は当該野菜、その他の農産物及びはちみつの名称とする。以下同じ。)」と、醸造酢のうち穀類、果実、その他の農産物及びはちみつを使用しない醸造酢であって、2種類以上の野菜を使用し、そのうちの1種類以上の野菜が別表3に定める重量以上使用しており、かつ、使用した原材料のうち野菜の重量の割合が最も多い場合には「醸造酢(野菜酢)」と記載することができる。

(2) 「略]

#### (3) 原材料名

合成酢に使用される氷酢酸又は酢酸にあっては、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令 第23号)第21条第11項の規定にかかわらず「氷酢酸」又は「酢酸」と記載すること。

(4) 「略]

(5) 「略]

2 [略]

(2) 醸造酢の混合割合

実混合割合を上回らない10の整数倍の数値により、パーセントの単位で単位を明記して記載すること。ただし、実混合割合が10%未満の場合は、実混合割合を上回らない整数値により、パーセントの単位で単位を明記して記載すること。

(3) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

- ア 醸造酢を混合した合成酢以外の食酢にあっては、使用した原材料を、次の(f)及び(f)の区分に より、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれ(f)及び(f)に規定するところに より記載すること。
- (7) 食品添加物以外の原材料にあっては、「米」、「酒かす」、「りんご果汁」、「アルコール」、「砂糖」、「食塩」、「アミノ酸液」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。
- (1) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより 記載すること。
  - a 氷酢酸又は酢酸にあっては、「氷酢酸」又は「酢酸」と記載すること。
  - b 氷酢酸及び酢酸以外の添加物にあっては、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。
- イ 醸造酢を混合した合成酢にあっては、使用した原材料を、醸造酢に使用した原材料及び醸造酢以外に使用した原材料の区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、醸造酢に使用した原材料は「醸造酢」(米酢にあっては「米酢」と、米黒酢にあっては「米黒酢」と、大麦黒酢にあっては「大麦黒酢」と、米酢、米黒酢及び大麦黒酢以外の穀物酢にあっては「穀物酢」と、りんご酢にあっては「りんご酢」と、ぶどう酢にあっては「ぶどう酢」と、りんご酢及びぶどう酢以外の果実酢にあっては「果実酢」とそれぞれ「醸造酢」に代えて記載すること。)の文字の次に、醸造酢以外に使用した原材料は「合成酢」の文字の次に、括弧を付して、アの(が)及び(()に規定するところにより記載すること。
- (4) 酸度

パーセントの単位で、小数第1位までの数値を単位を明記して記載すること。

(5) 希釈倍数

「○倍に希釈」と記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項(次条において「義務表示事項」という。

(その他の表示事項及びその表示の方法)

第5条 「略]

(表示禁止事項)

はならない。ただし、(2)に掲げる事項については米黒酢又は大麦黒酢に表示する場合、(3)に掲げる 事項については原材料として、1種類の穀類、果実、野菜、その他の農産物又ははちみつのみを使 用したもの(米黒酢及び大麦黒酢を除く。)について、○○に当該原材料名を使用する場合、米の みを使用した米黒酢について「純米黒酢」と表示する場合、玄米のみを原材料として使用した米黒 酢について「純玄米黒酢」と表示する場合及び大麦黒酢について「純大麦黒酢」と表示する場合、 (4)に掲げる事項については主としてもろみの表層における酢酸菌により発酵が行われており、もろ みの液内通気又は移動による発酵促進が行われなかった醸造酢であって、かつ、もろみにアルコー ルを加えていない場合、(5)に掲げる事項については当該原材料が穀類の場合にあっては当該穀物酢 11につき表示しようとする穀類を1種類で40g以上、当該原材料が果実の場合にあっては当該 果実酢1Lにつき表示しようとする果実の搾汁を1種類で300g以上使用している場合、当該原 材料が野菜、その他の農産物及びはちみつの場合にあっては名称に「醸造酢(□□酢)」と表示で きるものに当該野菜、その他の農産物及びはちみつの名称を表示する場合、(6)に掲げる事項につい ては原材料名及び醸造酢の混合割合の表示に使用する場合は、この限りでない。

- (1) 「略]
- (2) 「略]
- (3) 「略]
- (4) 「略]
- (5) 「略]
- (6) 「略]
- (7) 「略]
- (8) 「略]

別表1 (第5条関係)

) の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同 項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、醸造酢の混合割合、原材料名、酸度、希釈倍 数、内容量、賞味期限、保存方法、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。

(その他の表示事項及びその表示の方法)

- 第5条 製造業者等は、義務表示事項のほか、醸造酢又は合成酢にあっては醸造酢又は合成酢である 旨、醸造酢を混合した合成酢にあっては醸造酢の混合割合を、商品名の表示されている箇所に近接 した箇所に、背景の色と対照的な色で、それぞれ次に定めるところにより表示しなければならない。
- (1) 醸造酢又は合成酢にあっては、内容量の区分に応じ、別表1に定める活字の大きさの統一のと れた活字で、醸造酢にあっては「醸造酢」と、合成酢にあっては「合成酢」と記載すること。
- (2) 醸造酢を混合した合成酢にあっては、別表2に定める活字の大きさの統一のとれた活字で、実 混合割合を上回らない10の整数倍の数値により、パーセントの単位で単位を明記して、醸造酢 の混合割合を記載すること。ただし、実混合割合が10%未満の場合は、実混合割合を上回らな い整数値により、パーセントの単位で単位を明記して記載すること。

(表示禁止事項)

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示して 第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示して はならない。ただし、(2)に掲げる事項については米黒酢又は大麦黒酢に表示する場合、(3)に掲げる 事項については原材料として、1種類の穀類又は果実のみを使用したもの(米黒酢及び大麦黒酢を 除く。) について、○○に当該原材料名を使用する場合、米のみを使用した米黒酢について「純米 黒酢」と表示する場合、玄米のみを原材料として使用した米黒酢について「純玄米黒酢」と表示す る場合及び大麦黒酢について「純大麦黒酢」と表示する場合、(4)に掲げる事項については主として もろみの表層における酢酸菌により発酵が行われており、もろみの液内通気又は移動による発酵促 進が行われなかった食酢であって、かつ、もろみにアルコールを加えていない場合、(5)に掲げる事 項については当該原材料が穀類の場合にあっては当該醸造酢1Lにつき表示しようとする穀類を1 種類で40g以上、当該原材料が果実の場合にあっては当該醸造酢1Lにつき表示しようとする果 実の搾汁を1種類で300g以上使用している場合、(6)に掲げる事項については原材料名及び醸造 酢の混合割合の表示に使用する場合は、この限りでない。

- (1) 天然又は自然の用語
- (2) 「黒酢」その他これに類似する用語
- (3) 「純○○酢」その他これに類似する用語
- (4) 「静置発酵」その他これに類似する用語
- (5) 原材料の一部の名称を、他の原材料の名称に比べて特に表示する用語
- (6) 合成酢についての「醸造」等の用語
- (7) 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁等が推奨しているもので あるかのように誤認させる用語
- (8) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

別表1 (第5条関係)

[略]

別表2 (第5条関係)

[略]

#### 別表3 (第4条関係)

野菜、その他の農産物	醸造酢1 L 当たりの使用量	
及びはちみつの種類		
<u> </u>	<u>80g</u>	
ばれいしょ	<u>130g</u>	
かぼちゃ	<u>260g</u>	
<u>たまねぎ</u>	<u>3 0 0 g</u>	
<u>にんじん</u>	<u>3 3 0 g</u>	
<u> </u>	<u>570g</u>	
<u>さとうきび</u>	110g (搾汁の重量とする。)	
はちみつ	<u>3 0 g</u>	
注:この表の野菜の加工品にあっては、当該加工品に使用した野菜の重量とする。		

内 容 量	活字の大きさ(日本工業規格Z8305(1962)(以下「JISZ8
	305」という。) に規定するポイント)
18 L以上のもの	42 (合成樹脂製の容器であって、42ポイントの活字の大きさの文字
	を表示できない場合は、26ポイント)
1.8L以上18L未	16以上
満のもの	
300m以上1.8L	1 4以上
未満のもの	
300配未満のもの	9以上

# 別表2 (第5条関係)

130 1 (7) 0 70 (7)	
内 容 量	活字の大きさ(JISZ8305に規定するポイント)
18 L以上のもの	24(合成樹脂製の容器であって、24ポイントの活字の大きさの文字
	を表示できない場合は、22ポイント)
1.8L以上18L未	1 2
満のもの	
300ml以上1.8L	10.5
未満のもの	
300毗未満のもの	7. 5